

琉球大学学術リポジトリ

多重債務者の生活再建にむけた社会的支援に関する研究

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 花城梨枝子 公開日: 2009-03-03 キーワード (Ja): 多重債務者, 消費者教育, 借金, 生活管理, クレジットカード, 消費者信用, 消費者金融, 自己破産 キーワード (En): over-indebted people, consumer education, debt, life management, credit card, consumer credit, consumer financing company, consumer bankruptcy 作成者: 花城, 梨枝子, Hanashiro, Rieko メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/9029 |

多重債務者の生活再建にむけた社会的支援に関する研究
(課題番号：12680111)

平成 12 年度～平成 14 年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) (2)
研究成果報告書

平成 15 年 4 月

研究代表者 花 城 梨枝子
(琉球大学教育学部教授)

琉球大学附属図書館



0020034015105



まえがき

本報告書は、平成12～14年度 科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)「多重債務者の生活再建にむけた社会的支援に関する研究」(研究課題番号—12680111)の研究成果である。

研究組織

研究代表者：花城 梨枝子 (琉球大学教育学部家政教育)

| 交付決定額 | (金額単位：千円) | | |
|--------|-----------|------|--------|
| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
| 平成12年度 | 800千円 | 0 | 800千円 |
| 平成13年度 | 900千円 | 0 | 900千円 |
| 平成14年度 | 900千円 | 0 | 900千円 |
| | | 総計 | 2600千円 |

研究発表

1. 花城梨枝子, 「多重債務問題からみた生活のセイフティネット」日本家政学会誌 Vol.52, No.1, 91-95, 2001/1
2. 花城梨枝子, 「多重債務をめぐる問題と予防・救済への課題」, 国民生活 (国民生活センター), 第32巻, 第8号, 6-9, 2002/8
3. 花城梨枝子, 「多重債務者への社会的支援に関する研究」, 日本消費者教育学会『消費者教育』, 第22冊, 57-66, 2002/9

口頭発表

1. 花城梨枝子, 「多重債務者への社会的支援に関する研究」, 日本消費者教育学会第21回大会 (日本女子大学), 東京, 2001

多重債務者の生活再建にむけた社会的支援に関する研究

目次

まえがき

1章 多重債務問題の現状

- 1. 深刻化する多重債務問題 1
- 2. 多重債務問題発生の変因 4
- 3. 沖縄県の多重債務問題 10

2章 多重債務問題と家政学

- 1. 生活資源における金銭の優位性 16
- 2. 借金をしやすくなった生活環境の変化 18
- 3. ナショナルミニマムとしての生存権の保障—自助・共助・公助の相互関連 24
- 4. 自助としての生活管理スキルの育成 27

3章 多重債務者への社会的支援とエンパワメント

- 1. 多重債務者調査の目的とその概要 31
- 2. 調査結果と考察 32
- 3. 多重債務者のエンパワメントプロセス 43
- 4. 社会的基盤へのアクセス 46
- 5. まとめ 49

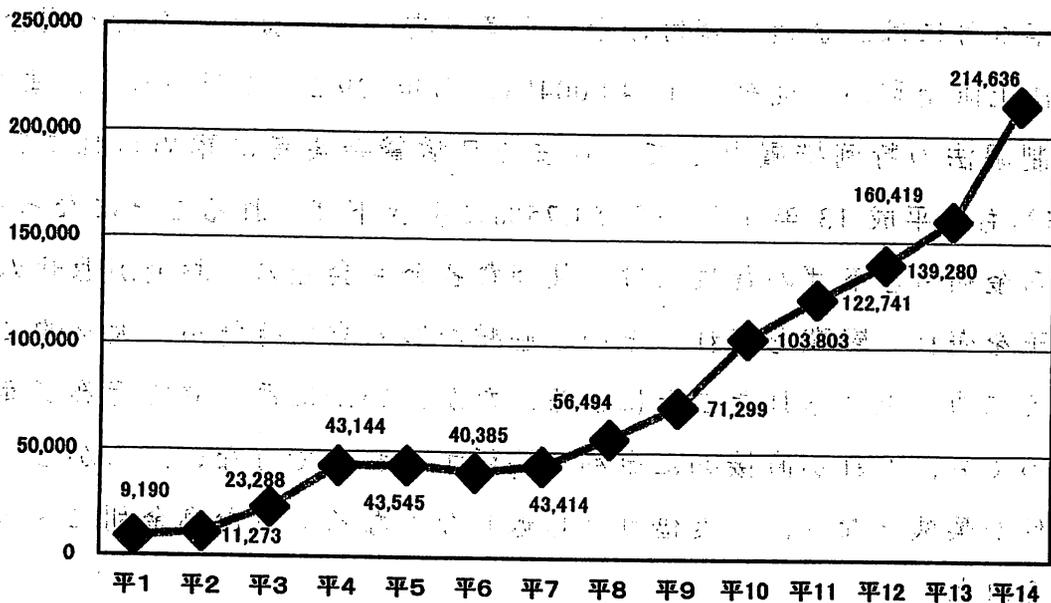
引用文献

51

1 章 多重債務問題の現状

1. 深刻化する多重債務問題

司法統計によると自然人の自己破産は、平成元年に 9190 と 1 万人に満たなかったものが、平成 12 年には、13 万 9280、13 年は 16 万 0419、14 年 21 万 4636 件（最高裁速報値）と 20 万を突破し、平成に入ってこの 13 年で約 23 倍となっている。



図表 1. 個人の自己破産

近年のこのような増加を背景に、平成 12 年は、借金問題に関連する法律の改正が相次いだ。まず 2 月には、これまでの民事調停法に加えて支払不能に落ちいる恐れのある債務者等の経済的再生のための特定調停法が実施された。ここで支払不能に落ちいる恐れのある債務者とは、その多くが貸金業者等からの金銭の借り入れやクレジット利用による借金が、本人の返済能力を超え借金返済のための借金を重ねている多重債務者である。収入を上回って債務返済におわれている者は、債権者からの取り立てもあり、経済的な側面だけでなく精神的にもうこれ以上生きられない状態にあることが多い。そこで自ら簡易裁判所に金銭債務に関わる利

害関係を調整してほしい旨を申請することとなる。ここでの調整とは、多重債務に陥っている者と債権者がこれまでの取引内容を明らかにし、それを利息制限法による金利で計算しなおして、債務者の生活に支障のない範囲で返済計画を建てることである。借金が減額されることによって、債務者は生活を再建することができる。また最近では、計算し直して、これまで利息制限法以上に支払った利子を元本に充当すると、逆に払いすぎていたことがわかり、それを消費者金融会社から返してもらう過払い訴訟も多くなっている。

同年6月には、金銭の貸付けを行う者が業として貸付けを行う場合の出資法上限金利が、従来の年40.004%から年29.2%に変わった。また、利息制限法の特例措置としてこれまで日賦貸金業者に認められていた109.5%も、平成13年1月から54.75%に引き下げられることになった。これら金利引き下げの背景には、某消費者金融会社の「お金が返せぬなら目玉を売れ、腎臓を売れ」という過酷な取り立て行為が、大々的にマスコミに取り上げられたことによる。だが、いかに取り立て行為が違法であっても、それが直接的に金利と関係するわけではない。しかし、この事件が契機となり、一度借りたら返せなくなるような高金利にメスが入れた。

また個人の破産にも新しい制度も導入された。これまでの自己破産制度のもとでは、自己破産し免責を受ければ、借金はすべてなくなる。米国破産法では、個人の破産は、借金をすべて免責する第7条破産と、完全に棒引きするのではなく債務額を減らすことによって返済をさせる第13条破産がある。日本でも、借金を完全に免責するのではなく、定期収入のある給与所得者がある一定程度の債務を弁済することによって、住宅を手放さずに、残債務額が免責される給与所得者等再生や小規模個人再生が認められた。これら借金を巡る一連の動向が集中的に行われたことは、法的に何らかの措置をほどこさなければならないほどに多重債務問題が顕在化していることによる。

多重債務者をターゲットにした犯罪的な商法も後をたたない。「低利で借金一本化」の広告で、手数料だけを取って換金できない手形を送つ

てくる整理屋、融資先を紹介するとして手数料をとる紹介屋、クレジットカードで商品を買わせて、それを安く買ったたく買い取り屋、借金を整理するためのボランティアを名乗り債務者をねらう詐欺的集団もでている。また、電話一本ですぐに貸し付けが行われるがそれが1000%を超える金利であり、暴力的な取り立てをするヤミ金融も最近では問題となっている。これらの悪質な消費者被害は、どうにかして問題を解決したいとわらにもすがる思いの多重債務者に意図的に的を絞った詐欺的商法であり犯罪でもある。このような多重債務問題を巡る法的整備の急展開や新たな犯罪の増加は、借金をしやすい生活環境が、これまで以上に本格的になりつつあり、借金による生活破壊がごくまれな一部の者だけではなく、その裾野が広がりつつあることを示唆している。これが個人の生活の破壊と共に、健全な社会の建設にとっても問題を含んでいることはいうまでもない。

先に述べたように、平成14年自然人の自己破産は、20万人を突破した。現在、平成14年の司法統計は正式にはまだ発行されていないために、ここでは平成13年司法統計をもとに、個人の多重債務に関連する数値をみていく。

多重債務の解決方法としては、自分で破産させて欲しいと裁判所に願う自己破産以外に、裁判所を仲立ちにして債権者と返済を調整する特別調停がある。自己破産だけでなく、特別調停も自分だけでは処理できなくなった深刻な借金問題であり、多重債務の状況を検討するためには、その二方面から実態を把握する必要がある。平成13年の特定調停事件数は全国で294,426件となっている。また、それ以外に金銭にかかわる事件として、債権者が債務の返済を要求する督促がある。督促は一人の人が複数件の督促を受けていることが多く、その数値が直接にそれにかかわる人数を示すものではない。しかし、金銭関係トラブルの大きさを示す法的指標の一つであることは確かである。支払い督促が発付された債務者総数が全国で583,215件となっている。(最高裁判所事務総局2002)これらの数値の示すことは、裁判所を介した借金トラブルだけでも、全国ですでに100万件をこえているという現実である。裁判所に救済を

求めるのは、自己努力ではもう解決できないかなり深刻な状態である。まだそこには至らないが、何らかの借金問題を抱えている層を破産予備軍とすると、マスコミ等でいわれる「破産予備軍が全国で200万人」という表現も控えめな見積もりであると考えられる。日本人の特性として借金で苦しんでいることをできるだけ隠そうとするので、その実態を実感として把握することは困難であるが、借金を原因とする何らかの生活破綻は、確実に増加している。

2. 多重債務問題発生の要因

1) 人並み生活水準への社会的強制

では、そのような多重債務問題の発生には、どのような要因が考えられるであろうか。多重債務問題の先駆的な研究者ともいえる岩田によると、多重債務問題は、大量消費社会における「人並み」生活水準維持の「社会的強制」の中で、低利な融資機会にも恵まれず、資産もほとんどないような「低所得・不安定就労層」が存在し、その層を対象とした高金利・無選別、過剰融資が行われることによってもたらされた構造的な消費者被害問題であると述べる。(1983) その見解は、岩田の初期の多重債務研究から20年たった今でもなお有効である。最低生活費の試算で、食料費だけは人間が健康であるためにどれだけのカロリーや栄養が必要かといった万人共通の絶対的な尺度での計算が可能である。しかし、食料費を除いた他の費目には、どれだけの量が適切であることを示す客観的な指標は存在しない。ロストウが高度大衆消費社会と呼び、大衆の消費水準が基礎的な衣食住の範囲を超えた今、欲望はいつも限りなく、人並みでないことの飢餓感は、苦しささえ伴う。いくら洗濯をして清潔なものであっても、この時代にみすぼらしいつぎのあたった服を着ることは、精神的な屈辱でもある。人間の欲望水準は、その時代の所属する集団によって相対的に決定されるが、すべての人がその所持している経済的資源の範囲内でその欲望を達成できるわけではない。しかし現在では、十分な経済的資源を持っていなくても、それがすぐに入手できることに問題がある。お金を貸して下さいと頼まなくても、逆に貸し手の方から借

りて下さいと頭を下げて頼まれる。借金は簡単である。

多重債務問題を消費者問題として捉えると、消費者問題特有の共通した特徴が認められる。第一に、それが利潤追求を至上命令とした生産者の論理ですすめられていることである。罰則規定がなければ、利息制限法という法律があっても、それは簡単に破られる。第二に、消費者は消費者金融の商品がどのようなものであるかを一目で認識できず、売り手の提供する情報の範囲内でしか商品がわからない。従って、利息制限法を超えた違法な金利であることに気づいていない。第三に、消費者は売り手のマーケティング戦略に巧みにのせられてしまう弱さを持つ。商品が大量消費されるためには、欲望が自然に発生するのを待ってられない。商品の生産と欲望の生産を同時進行で行うことによって、大量の消費者需要が喚起できる。欲望創造の手段としてテレビCMは、きわめて有効に作用し、消費者金融の提供する商品は、いつでもどこでも誰でも気軽に買うことのできる商品として大量消費されている。岩田の多重債務者の生活水準を生活保護基準費に対する倍率でみた研究によると、「低所得階層である倍率 1.0 から 1.4 までの世帯は全体の約 2 割で、全体でみると約 8 割の世帯が低所得階層以下となる」と、多重債務問題が低所得層に特有な問題であることを報告している。(1996) テレビのCMでは、パート等への不安定な職業の者でも借りられることを積極的にアピールしている。消費者金融のマーケティング対象は、明らかに低所得者層であるにもかかわらず、そこで売られているのは貧しい者をますます貧しくする高金利商品となっている。(岩田 1997)

2) 過剰与信

全国に共通する要因の中でも、個人の心がけや自己努力ではなく、社会の仕組みそのものによって、多重債務者を生み出しやすい状況がつくられ、必然的に問題が発生する構造的な要因の代表的なものが、宇都宮の述べる消費者の支払い能力を越えた無差別過剰与信、高金利である。

(1992) これは、現在の日本の多重債務問題発生の上台となっている要因といえよう。

過剰融資に関しては信用業界自身も「消費者信用業界において、カー

ド発行、ローン勧誘にあたり、一部で過当競争が行われたこと、与信審査時における信用情報の不備」（大蔵省 1994）があったことを認めている。しかし、ここの表現でわかるように、過剰融資をしているのがあくまでも一部の業者であるということと、業者の側の問題よりも信用情報が不備でそうせざるえなかったというようなニュアンスが感じられる。また、2001年の延滞比率は1.45%、貸倒率は3.14%であり過剰与信がなされる背景には、業者側にも取り立てが十分に可能であるとの認識もあると思われる。しかし、消費者金融会社は、本当に過剰融資をしていないのだろうか。大蔵省通達によると融資額の限度は「当該資金需要者に対する1業者あたりの貸付けの金額について50万円、又は、当該資金需要者の年収額の10%に相当する金額」（沖縄県商工労働部経営金融課 1996）となっている。しかしここで、1業者あたりの貸付金額が50万円であっても、複数の業者で借り入れると、全体として50万円の垣根はすぐ越えてしまう。消費者金融利用者調査によると、2001年度の平均利用社件数は3.1件、平均借入金額は96.9万円となっている。（消費者金融白書委員会 2002）しかし、先の大蔵省通達による「年収額の10%」の基準だと、その約100万円という数字は年収1000万円という高額所得者を対象の場合に許される金額である。では、消費者金融から借金をしている人は、年収1000万円の高額所得者であろうか。消費生活に関するパネル調査によると、借金の借入先選定の理由として、消費者金融は「手続きが簡単」40.0%、の次に「そこしか借りられない」が22.9%でてくる。（家計経済研究所 1996）銀行や郵便局を選定した理由で「そこしか借りられない」が4.0%である。他からは貸してもらえず、そこしかお金を借りられない人の平均年収が1000万ということとはありえない。そういう統計が全国の平均として出てくること自体、先の大蔵省通達の有効性を疑わざるえない。大蔵省通達が消費者金融の過剰融資の歯止めとなっていないことは明らかである。

3) 消費者信用情報利用における問題点

過剰融資を防止するには、信用情報機関からの情報の利用が大切である。現在日本では業界単位に銀行系の「全国銀行個人信用情報センター」、

貸金業系の「全国信用情報センター」、信販流通系の「シー・アイ・シー」があり、また1987年からは、業界をこえて事故情報を相互利用できるCRIN、さらに1997年には「全国信用情報センター」で、個人信用情報のデータベースが一元化されている。しかしこのデータベースの一元化は、各消費者金融の融資限度額の一元化ではない。また、信用情報には、それがたとえ借金による返済であっても、一応返済がなされている間はのらない。さらに、日本の特徴である「借りて返す」状況、つまり初期の頃の多重債務者は、逆に優良顧客である。現在、大手消費者金融の貸し倒率は非常に低くなっており、馬場は、1985年度には大手6社の貸付残高に対する貸倒償却額の比率は8%以上あったのが、1996年3月期では2%前後におさまっているのは、業界内での信用情報のネットワークシステムが高い精度で稼働しているためと述べる。(1997)しかし、消費者情報を得ることと、その情報を与信に利用することは別である。大手消費者金融のように消費者情報のチェックによって、客を選んでいる業者と、チェックしても客を選ばない業者もある。国民生活センターは、1994年に多重債務者と業者を対象に調査を行い、その結果をまとめている。それによると、「信用情報機関では借入の残高情報も登録されているが、そのような情報は全く利用されていないと言っても過言ではない」と述べる。(1994)それを立証するように、事業者を対象としたアンケートでも、事故情報があるといっさい信用供与しないと答えているのは47.7%、つまり、多重債務者であることがわかっていても、貸したいという業者も半数以上いるということである。しかし、ここで国民生活センターのアンケートに回答した消費者金融は、大手の比較的信用度も高い企業であると考えられ、このことから中・小消費者金融の実態は押しで知るべしである。多重債務者と知っていて、なぜ貸したいのか。その理由は次に述べる高金利である。

4) 利息制限法の形骸化と高金利

過剰融資の制限が有効に作動していない現状に追い打ちをかけるのが、金利の高さである。たとえ対象が低所得者であっても、貸付を増やしていくことによって、膨大な利益がえられるのは、金利が高いことによる。

金利に関する法律では、「利息制限法」と「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律」（出資法）がある。利息制限法では、元本が100万円以上は15%、10万から100万円未満18%、10万円未満20%となっている。出資法では29.2%となっている。しかし、ここで例外として日賦貸金業者には、54.75%が、現在も法的に認められている。

ここでの問題は、利息制限法が、それを越えても出資法を超えない限り刑事罰がないということと、貸金業者が規定の書面を交付した場合は、金利が利息制限法の上限である20%を上回っていても「超過利息返還請求訴訟」から免れる「みなし弁済」が認められていることである。つまり、消費者が納得して契約しているということで、利息制限法を超えた金利であっても、業者には責任が問われない。従って20%という利息制限法は実質的に機能せず、現在、信販系、銀行系のクレジットカードも、キャッシングの利率は29%前後となっている。

以上のような高金利に加えて、「日本では返済できなくなるのは恥であるという考えがあり、返済のために借金をする」（木下、1997）。つまり、借りてまでも返すという構造である。これは、連帯保証人として助ける人が多いほど、逆に、さらに借金を増やすことにも結びつく。宇都宮の計算によると金利29.2%で自転車操業を繰り返して借り入れた場合のシミュレーションでは、100万円が1年後に133万4515円、2年後178万811円、8年後には1005万4411円と1千万円を超えてしまう(2000)。多重債務者との債務相談でよくある、借りている本人自身が一体いくら借りているのかわからない状態は、この金利による借金の増殖である。借金の金利は、時間と共に、規則正しく着実に増えてゆく。

5) 不十分な消費者教育

以上の土台ともいえるべき構造的な要因の上に、様々な要因が関連している。どういう要因で多重債務問題が発生するかについて、具体的な中身についてはふれないものの、小林は、多重債務の問題は消費者側、与信者側、法的整備、社会・経済環境の複合的な産物であるとしてその枠組を挙げている。(1996) ここで、社会・経済環境は消費者のもつ物的資源である家計に、法的整備は与信者側に影響を与える。しかし、消費

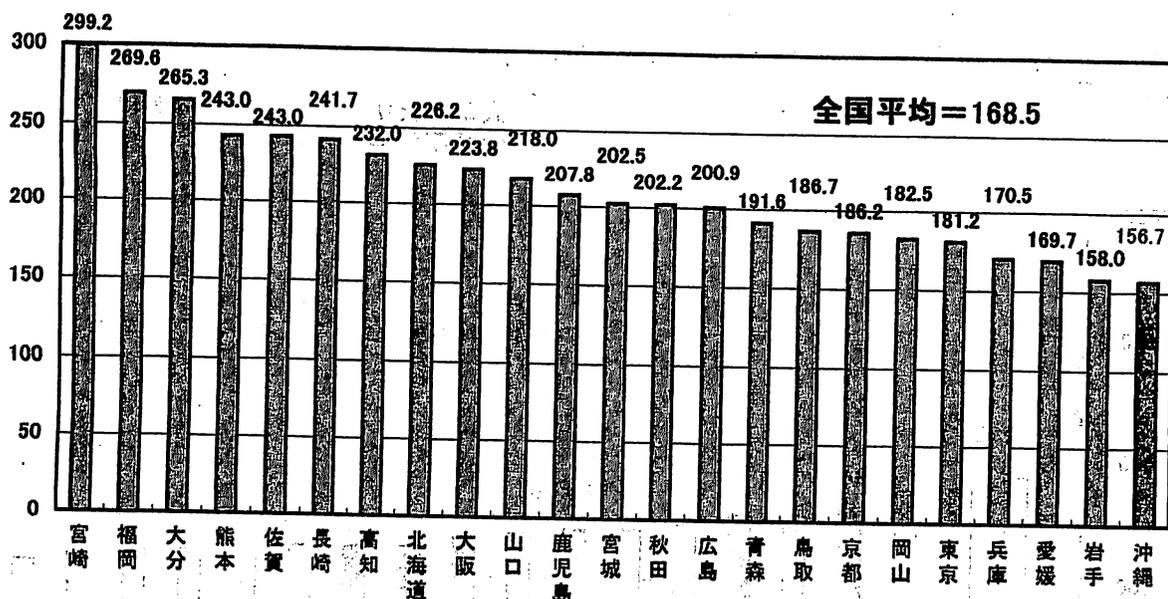
者の人的資源である金銭管理能力に影響を与える要因，ここでは次に述べる消費者教育的内容が欠落していると考えられる。多重債務者支援の運動で，例えば「大牟田しらぬひの会」（永尾 1998）や「和歌山あざみの会」（新 1997）では家計簿つけによる返済計画を指導している。また「北九州めかり会」は毎月の収入から最低生活費を差し引いた残額を債権者に対して借金残額に応じて割り振って返済していくことを，生活設計方式と呼び，それによる計画的な債務返済を採用している。（永尾，1997）これらの実践で最初にすることは，収入の範囲内で生活するの確認である。さらに収入と支出を把握すること，予算をたてること，無駄な出費をおさえること，予備費をとること等，これまでいわれていたごく当たり前の計画的な予算生活が重要となる。家計の固計化，キャッシュレス化で，家計簿記そのものが困難になっているが，多重債務家庭にとっては，生活の建て直しのための重要な手段となっている。戦前の伝統的な「入るを測って出づるを制す」式の金銭管理スキルは，高度経済成長の時代には，古くさいと考えられていた。収入の範囲で支出をするのではなく，支出を考えて収入を増やすことが可能な時代であった。しかし，近年，雇用も収入上昇も不安定になっている。それに戦前にはなかった借金の容易さが加われば，この収入の範囲内で支出を考えると，換言すれば欲望のコントロールをすることは重要な金銭管理スキルであると考えられる。また，クレジットカードを中心とした消費者信用についても，新しい領域として学ぶべき学習となろう。その内容について，花城とBonnerは①クレジットカードの仕組み，②契約の重要性の認識，権利と責任，③クレジットカードのメリット，デメリット，④ショッピングシミュレーション，⑤キャッシングシミュレーション，⑥紛失・盗難等の処理，⑦支払い停止の抗弁権に関する知識，⑧信用情報の仕組み，⑨自己破産の条件と権利，⑩よいクレジットヒストリーの構築の10項目を挙げる。（1992）これらの項目に関する知識や技能は，現代社会においては毎日の生活に密接に関係するにもかかわらず，市民の間に十分に浸透しているとは考えられない。欲望が無限にあり，過剰消費をおおる現代こそ，金や物の使い方や環境との関連で廃棄の仕方も含めた消費者

教育が必要となる。これらは、現在の経済社会システムに生きるすべての人にとって必須の教育であり、これからの家政教育の課題でもある。小林の挙げた4側面に、この消費者の人的資源に影響を与える消費者教育の状況も加える必要がある。

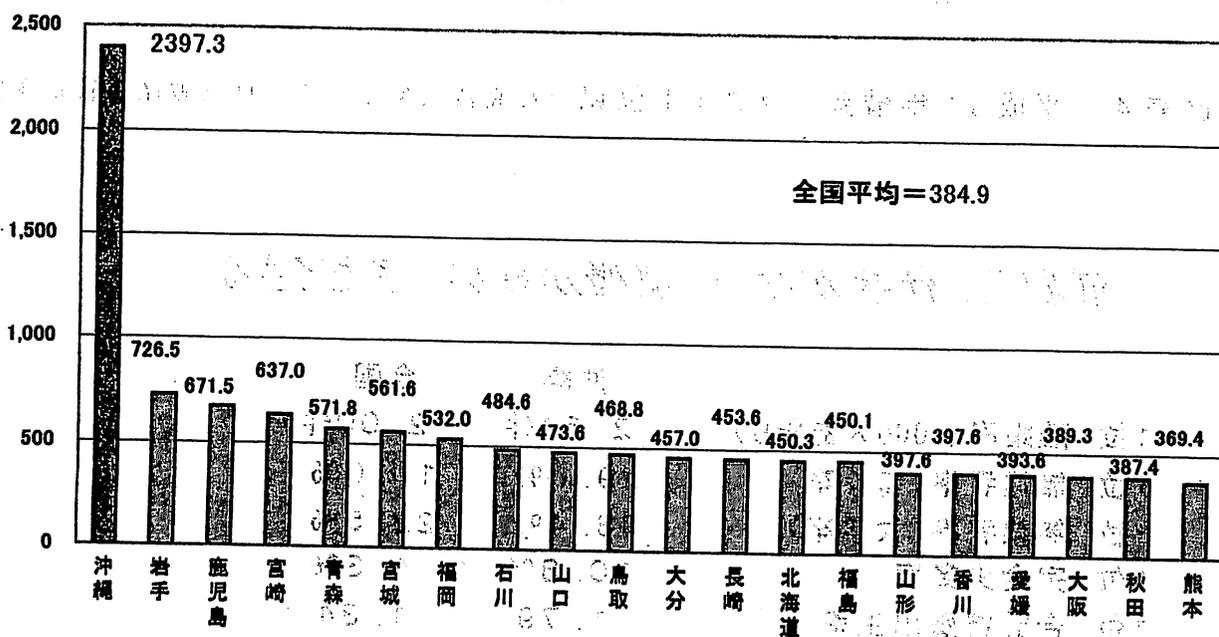
3. 沖縄県の多重債務問題

1) 人口あたりの借金トラブル

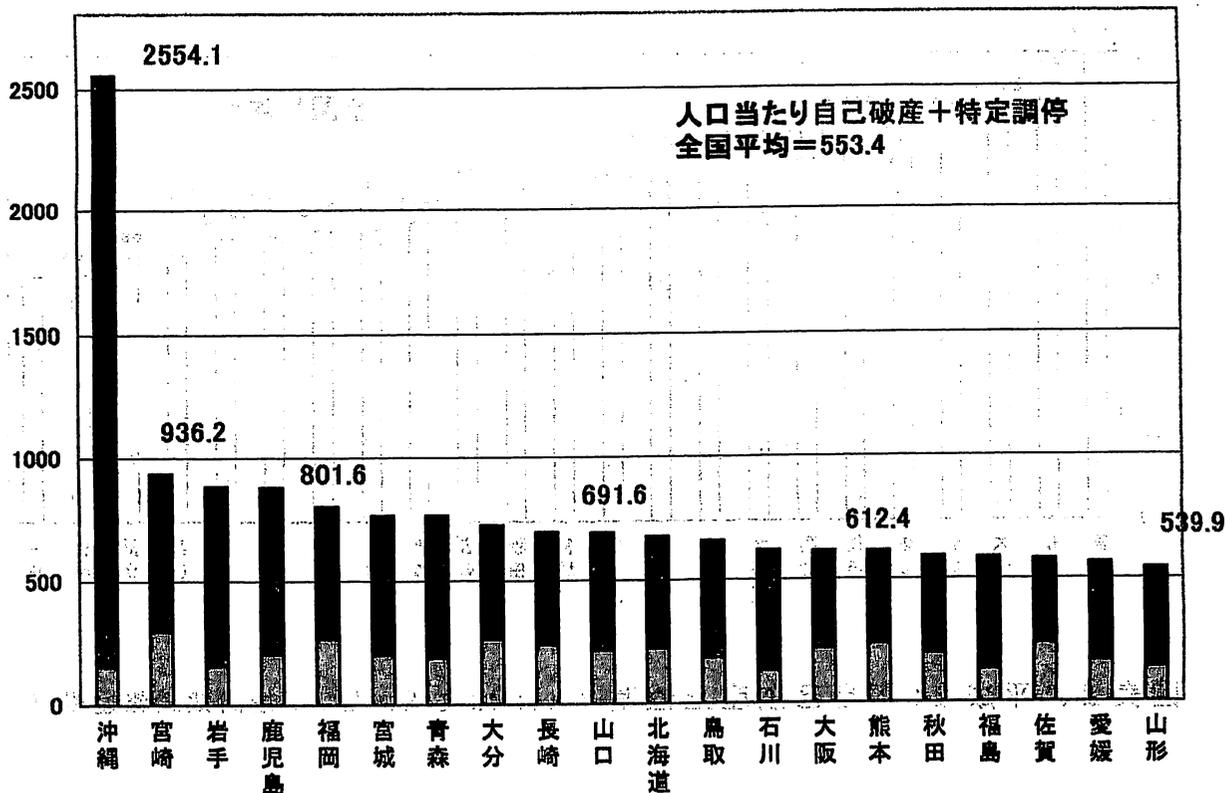
沖縄県の多重債務は全国でどのような位置にあるのであろうか。ここで、全国47都道府県の自己破産、及び特定調停事件数を人口10万人あたりで比較し、順に並べた。司法統計における都道府県別のデータは、平成10年が最後の年となっているが、最高裁広報による速報値を用いて、全国の平成14年の自然人自己破産件数を人口当たりで計算した。人口10万人あたりの数値をだし、全国を並べることによって明らかになることは、沖縄県のみならず九州地区全域における多重債務問題の顕著化である。自己破産の全国平均は人口10万人あたり168.5人であるが、沖縄県は23位、156.7人となっている。平成10年の沖縄県の自己破産は、(自然人の貸金業関係)は、熊本、大分宮崎、鹿児島、高知について全国6位(109.0人)であったことから、一見、沖縄県の借金トラブルが相対的に他県と比較して沈静化しているように見えるが、実態はそうではない。人口10万人あたりの特定調停は、全国平均384.9人に対して、沖縄県は、2397.3人と全国1位、全国平均の6.2倍、2位の岩手県と比較しても、3.2倍と群を抜いて高い値を示しており、調停事件数の高さが沖縄県の多重債務問題の特徴となっている。多重債務問題が、どの程度ひどいかを比較するには、従来よく用いられる自己破産だけでなく、特定調停も加えた値を借金トラブルと考え、人口10万人あたりの数値を比較したのが図4である。そうすると特定調停だけあるいは自己破産だけではみられなかった県、岩手県、青森県、宮城県といった東北、北陸地区の県が九州地区に加わる。その中でも沖縄県は全国平均553.4に対して沖縄県は2554.1と全国1位の借金トラブル県であり、これには特定調停件数の大きさが寄与している。このような状況の原因と考え



図表2. 平成14年自己破産上位県 (人口10万人あたり：最高裁広報速報値)



図表3. 平成14年特定調停上位県 (人口10万人あたり：最高裁広報速報値)



図表 4. 平成 14 年借金トラブル上位県 (最高裁広報速報値: 自己破産+特定調停)

低収入, 仕事がない, 離婚が多い, 子たくさん

| | 沖縄 | 全国 |
|------------------|-------|-------|
| 1位 離婚率(1000人あたり) | 2.64件 | 2.00件 |
| 1位 無業者率(高校卒) | 29.0% | 10.0% |
| 1位 無業者率(大学卒) | 43.4% | 22.5% |
| 1位 完全失業率 | 10.3% | 4.3% |
| 1位 合計特殊出生率 | 1.79 | 1.34 |

| | | |
|------------------|----------|--------------------|
| 47位 県民所得 | 218万3000 | 299万9000(全国の72.7%) |
| 47位 可処分所得(手取り月収) | 336,421 | 454,186 (全国の74.1%) |

図表 5. 沖縄県多重債務の原因 (沖縄県100の指標 (平成13年8月より))

られる
事項を
図表 5
に示し
た。ま
ず 1 人
あたり
県民所
得が最
下位

| 貸金業者 | | | 日賦貸金業者 | | |
|------|------|------|--------|------|------|
| 順位 | 都道府県 | 人口比 | 順位 | 都道府県 | 人口比 |
| 1位 | 沖縄 | 8.00 | 1位 | 沖縄 | 2.88 |
| 2位 | 東京 | 5.16 | 2位 | 高知 | 1.12 |
| 3位 | 高知 | 4.31 | 3位 | 宮崎 | 0.67 |
| 4位 | 福岡 | 3.48 | 4位 | 大分 | 0.58 |
| 5位 | 大阪 | 3.42 | 5位 | 熊本 | 0.51 |
| 6位 | 熊本 | 3.27 | 5位 | 長崎 | 0.51 |
| 7位 | 京都 | 3.19 | 7位 | 福岡 | 0.40 |
| 8位 | 愛媛 | 2.88 | 8位 | 京都 | 0.39 |
| 9位 | 和歌山 | 2.83 | 9位 | 兵庫 | 0.34 |
| 10位 | 長崎 | 2.80 | 10位 | 岡山 | 0.32 |

図表 6. 都道府県別知事登録貸金業者数
(平成 12 年：人口 1 万人比)

218.3 万円で全国 100 とした時の 72.7%，離婚率，出生率がトップ，転職率，離職率，完全失業率全国 1 位であり，雇用状況は全国平均をはるかに超えて悪い状況にある。このような経済的環境に加えてさらに原因のひとつは，貸金業者の数である。2000 年 1 月から日賦貸金業の上限金利が 109.5% から 54.75% に下がったとはいえ，まだかなりの高利でありこの日賦貸金業者の数が人口比で全国 1 位ということも関連していると思われる。

2) 沖縄県多重債務者の特定調停選択

先に，沖縄県の特徴として特定調停の高さを挙げたが，なぜ，自己破産ではなく特定調停を選ぶかは，調停が残債務額が少ないという単純な理由ではない。ただ，調停の内容は当事者と調停委員だけの秘密事項であり，残念ながら調査によって数量的にとらえることができない。非公式に数名の調停委員に聞き取りをしたところ，ひとつに金額的に自己破産には至らない場合，さらにできるだけ返済したいという意志がある場合が考えられる。それ以外に，保証人へ借金が拡大することへの不安が挙げられる。自己破産をすると，負債の支払い義務が自動的に連帯保証人あるいは保証人にいくので，その保証人に迷惑をかけることを心配するケースである。ここで出てくる連帯保証人の問題は，日賦貸金業者（通称，日掛け業者）問題と関連してくる。

多重債務者のほとんどが，最初は無担保，無保証人で借りられる消費

者金融（通称，サラ金）で借りるが，消費者金融会社では，原則として自社以外に3社あるいは一部では4社が限度となっており，金利約25%前後の大手消費者金融会社で借りられなくなると，金利約29%前後の中小消費者金融会社へ移る．さらにそこでも借りられなくなると50%を越す日賦貸金業者で借りることとなる．その場合，日賦貸金業者は，複数の連帯保証人を取るのが常である．貸す側は，本人から返してもらおうとは，最初から考えていない．連帯保証人がとれるから貸している．つまり借金をしている本人の返済能力ではなく，連帯保証人の返済能力を担保にお金を貸すということである．従って，連帯保証人をたてることのできる間は，それまでに複数件の借金を持っている多重債務者であっても，まだ新たな信用供与を受けることができる．しかし，連帯保証人には，よっぽど親しい人でないと頼めないで，結果的に，成人している子供や親，兄弟姉妹等の身内になる場合が多い．しかしこの場合の問題点は，もうこれ以上は返せないという時に，借金からの全面的な解放である自己破産を選ぶことにためらいがでることである．もし自分が自己破産すれば，その借金は，必然的に自分の子供や年老いた親，親戚に移る．家族・親戚の相互扶助意識が強ければ強いほど，連帯保証人をたてた借金の膨張を招き，さらにそれが逆に身内をまきこんだ借金地獄に広がってくる．NHKの現代県民気質調査によると，47都道府県の比較の結果沖縄県は，郷土への帰属意識がきわめて強い地域と指摘されており，いわゆる無尽や頼母子講的な相互扶助組織である模合がまだ一般的形態として残っている．NHK調査によると沖縄県における模合の認知度が97%，参加が90%であり，その理由は「親ぼくや助け合いのため」(NHK放送文化研究所 1997)となっている．他府県では薄れた相互扶助システムがまだ残存していることを，真栄城は，「伝統的に模合(頼母子講)，ユイマール(結)，郷友会(郷土を離れた者同士が移住先の生活圏で結成した親睦組織)，門中(祖先を一にする人びとの組織)などの形で“共”のシステムが形成され，まだ今日でも根強く息づいている．」(真栄城1992)と，指摘している．しかし，連帯保証人がたてられる間は，いくらでも借金が可能である．このような家族・親戚の相互扶助意識の強さ

は、多重債務においては、一方で家族被害への拡大、債務額の拡大につながることも考えられる。